

団体サイバー保険(情報漏洩保険サイバーリスク型)の概要

サイバー保険（情報漏えい保険）は情報漏えいやサイバー攻撃に起因する
【1】「賠償損害」【2】「費用損害」【3】「利益損害」を補償する保険です。

【1】「賠償損害」→法律上の損害賠償金・訴訟費用などを補償します。

【2】「費用損害」→調査費用・パソコン等の調査費用（デジタルフォレンジック含みます）・コンピュータシステム等復旧費用などを補償します。

【3】「利益損害」→事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち経常費、事故がなければ計上できた営業利益などを補償します。

※ 改正個人情報保護法について

「改正個人情報保護法」が2022年4月1日より施行されました。それに伴い、情報漏えいした場合、個人情報保護委員会への報告・漏えい者本人への通知が義務化されました。

怠った場合は罰則規定も設けられました。「事業者の公表」と「罰金」

(法人は1億円以下、個人は100万円以下)

サイバー攻撃による個人情報の漏えいの場合、個人情報保護委員会へ第一報と、60日以内に第二報（確報）を報告する義務があります。

第二報（確報）は調査結果の報告を求められるため、パソコン等を調査する必要があります。（デジタルフォレンジック）

調査費用はパソコン1台220万～、サーバー1台300万～と高額です。

※このため多額の調査費用が必要になると思われます。

サイバー事故の場合、個人情報保護委員会と合わせて厚生労働省への報告も必要です。

※参考：医療機関等がサイバー攻撃を受けた場合の厚生労働省連絡先

医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

TEL: 03-6812-7837 MAIL: igishitsu@mhlw.go.jp